

住田町PRキャラクター「すみっこ」の出演に関する要項

住田町PRキャラクター「すみっこ」（以下、すみっこ）は、住田町の魅力発信及び住田町の観光PRを目的に活動するものとし、その出演について必要な事項を次のとおり定める。

1. 出演基準

次の（１）～（３）に掲げる項目のいずれかに該当する場合に出演することとする。

（１）住田町の観光PRに資する事業・催事及びキャンペーン等で高いPR効果が見込まれるもの

（２）住田町が実施または参加する事業・催事及びキャンペーン等で高いPR効果が見込まれるもの

（３）その他、会長が特に必要と認めるもの

なお、上記の活動の目的に沿わないもの、「すみっこ」のイメージを損なうおそれがあるもの、特定企業の商品の販売促進等につながる事業・催事等（住田町が関与しているものは除く）、個人的なイベント（結婚式や還暦のお祝いなど）や企業の福利厚生イベント等、その他、法令及び公序良俗に反すると認められるものには原則出演しない。

（４）住田町PRキャラクター「すみっこ」の出演料

出演料については、別表において定めるところにより算定した額とする。

2. 出演依頼の方法

出演を依頼する者は、出演を希望する日の20日前までに「すみっこ」出演依頼書をすみっこ運営員会に提出すること。

3. 住田町PRキャラクター「すみっこ」着ぐるみの貸出し

（１）原則として、「すみっこ」の貸出しはしない。

（２）特別な場合において「すみっこ」着ぐるみを貸出しする場合には、別表において定めるところにより算定した額とする。

4. その他

（１）出演時間は1回当たり15分程度とし、それ以上になる場合は適宜休憩時間30分程度を確保すること。

（２）出演にかかる運送費、交通費、宿泊を伴う場合の宿泊費、控室の借上料等の実費については、原則出演依頼者が負担すること。

（３）出演に際し、出演依頼者側で2名以上の運営補助員をつけること。

（４）搬入出経路（幅 1,000mm、高さ 2,000mm、奥行き 1,300mm）を確保すること。

（５）出演を承認している場合であっても、雨天の場合の屋外での出演はで

きない。

(6) 出演依頼者は、その責めに帰する理由により着ぐるみを滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、速やかにその旨をすみっこ運営委員会に連絡し、その要求に従い、原状回復その他の方法により損害の賠償をしなければならない。

別表（1の4）

目的	出演料	宿泊費・旅費	送料	管理費	拘束時間
住田町内の非営利事業や活動に関連する企画	無料	無料	実費	無料	2時間まで
住田町外の非営利事業や活動に関連する企画	3万円	スタッフ人数×実費	実費	1万円	2時間まで、2時間を超える場合は、1時間毎に1万円とする
営利事業や活動に関連する企画	5万円	スタッフ人数×実費	実費	2万円	2時間まで、2時間を超える場合は、1時間毎に1万円とする

別表（3の2）

目的	貸出料	送料	管理費	貸出期間
住田町内の非営利事業や活動に関連する企画	無料	実費	無料	原則として1泊2日以内に返却すること
住田町外の非営利事業や活動に関連する企画	1万円	実費	1万円	原則として1泊2日間とする。越えて使用する場合は1泊使用毎に1万円とする。
営利事業や活動に関連する企画	3万円	実費	2万円	原則として1泊2日間とする。越えて使用する場合は1泊使用毎に1万円とする。